

府消委第119号

令和3年7月29日

内閣総理大臣

菅 義 偉 殿

消費者委員会

委員長 山本隆司

公益通報者保護法の一部を改正する法律による改正後の
公益通報者保護法第11条第4項の規定に基づく指針の策定について（回答）

令和3年7月28日付け消公協第26号をもって当委員会に意見を求めた「公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）による改正後の公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「改正後の公益通報者保護法」という。）第11条第4項の規定に基づき定める同条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（以下「指針」という。）の案については、妥当であり、その旨回答する。

なお、本委員会として、次のとおり附帯意見を付すものとする。

【附帯意見】

1. 指針の解説の作成

(1) 総論

指針は、改正後の公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置を明らかにするものであることから、本来は指針自体に具体的な内容を記載することが求められるところ、消費者庁からは、指針とは別途、指針の解説（以下「解説」という。）を作成し、解説において、「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会報告書」（令和 3 年 4 月）（以下「報告書」という。）と「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（平成 28 年 12 月）（以下「ガイドライン」という。）の内容を統合するとの説明がなされた。

このため、解説を作成するに当たっては、報告書及びガイドラインとの関係を整理すること、事業者に求められる義務的事項（指針の内容を具体化した例等）及び推奨事項を明確に区分すること、指針に規定される用語の説明を解説にも掲載すること等を行った上で、事業者、公益通報対応業務従事者、労働者等が、指針と併せて解説を参照すれば必要な対応について具体的に理解することができるよう、十分に分かりやすいものとすべきである。

(2) 解説の内容

また、解説を作成するに当たっては、以下の事項について、特に留意すべきである。

①匿名の公益通報の受付及び取扱い

内部公益通報対応制度の実効性を確保するためには、顕名の公益通報と同様に匿名の公益通報も受け付けることが重要であることから、匿名の公益通報を受け付ける旨、及び匿名性が保たれるような公益通報者との連絡方法等について十分に明らかにする必要がある。

②公益通報対応業務の担当部署への調査権限の付与及びその実効性確保

内部公益通報対応を適切かつ実効的に行うため、事業者の組織において、公益通報対応業務の担当部署に必要な調査権限を付与するとともに、調査権限を実効的に行使できる体制を構築すべきことを十分に明らかにする必要がある。

③範囲外共有の防止に関する措置

範囲外共有防止の徹底を図るため、事業者の組織において、公益通報者を特定させる情報を共有する必要最小限度の人員又は部署の範囲を明確に定めるべきこと、また、公益通報者を特定させる情報を上記の範囲を越えて共有する際

には、共有の目的・範囲を説明した上で、公益通報者の同意を得るべきことを十分に明らかにする必要がある。

また、範囲外共有がなされた場合には、事後的な救済回復の措置に限界があることから、防止に関する措置が実効的に講じられることが重要である旨、及び防止措置の具体的な内容を十分に明らかにする必要がある。

④事業者による公益通報対応業務従事者に対する教育・周知

事業者は、公益通報対応業務従事者が、公益通報の受付、調査、是正に必要な措置等の各局面において適切に対応し、労働者等が躊躇なく安心して通報できる環境を整えるよう、実践的な教育を実施すべきことを十分に明らかにする必要がある。

⑤事業者における内部公益通報対応体制及びその運用の見直し

内部公益通報対応体制の実効性を確保するため、事業者において、内部公益通報対応体制の定期的な評価・点検等を実施し、必要に応じ、体制及び運用の見直しも含めた改善を行うべきことを十分に明らかにする必要がある。

2. 事業者、公益通報対応業務従事者、労働者等への周知・広報の徹底

内部公益通報対応体制の実効性を確保するためには、指針及び解説の内容が事業者、公益通報対応業務従事者、労働者等に適切に理解されることが重要であり、公益通報ハンドブック、リーフレット、事例集、動画、ソーシャルメディア、説明会の実施等の各種の手段を活用しつつ、指針及び解説には書き切れなかった具体的な事案への対応例等も含め、周知・広報を行うべきである。

なお、人的・資金的な資源に制約のある中小事業者においても適切に内部公益通報対応体制が整備されることが望まれることから、中小事業者に対してはとりわけ丁寧な周知・広報を継続的に実施すべきである。

3. 指針等の見直し

内部公益通報対応体制の実効性を持続的に向上させるため、事業者による内部公益通報対応体制の定期的な評価・点検等の実施を促すとともに、指針の運用状況等に関する検証・評価の結果を踏まえ、必要に応じ、指針及び解説の内容並びに運用方法について見直しを行うべきである。

(以上)